

SBSグループ社員の皆さまへ

新たなSBSグループ団体保険制度

団体割引

20% OFF

# SBSグループ あんしん介護ほけん

## 親介護費用補償特約セット団体総合保険

【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

令和7年10月1日以降保険始期契約について、新・団体医療保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。



大切な親御さまやあなた自身が介護状態になってからでは大変です。

ご家族やご自身が介護状態になると…

親父が倒れて、  
これまでのように  
バリバリ  
働けないよ



おかあさんに介護が  
必要でこれまでどおり  
の生活が  
送れない…



自分の介護で息子に  
負担をかけて  
申し訳ない…



これまで補償できなかった「**要介護1**」<sup>※</sup>から補償可能な「**あんしん介護ほけん**」が

**あなたと親御さまとお子さま**をサポートします!



※要介護1の場合、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の判定で、医師からIIa以上の診断を受けている状態にかぎりあります。(P6参照)

保険期間：令和7年10月1日(水)～令和8年10月1日(木)1年間

※中途加入の場合は、毎月20日(WEBでのお手続きの場合は14日)締切、翌月1日保険責任開始

保険契約者：SBSホールディングス株式会社

本保険の概要

保険料

補償内容

お申込方法

契約概要

取扱代理店



SBS ファイナンス  
For Your Dreams.

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社



# 介護について 一度 考えてみませんか？

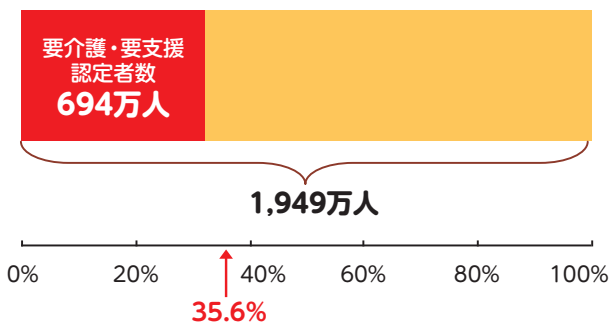


介護が必要となる人は、どれくらいいるの…？

75歳以上の人口の約35.6%にあたる約694万人が要介護・要支援に認定されています。

→75歳以上の3人に1人はサポートが必要な状態にあります。

## 75歳以上の第1号被保険者

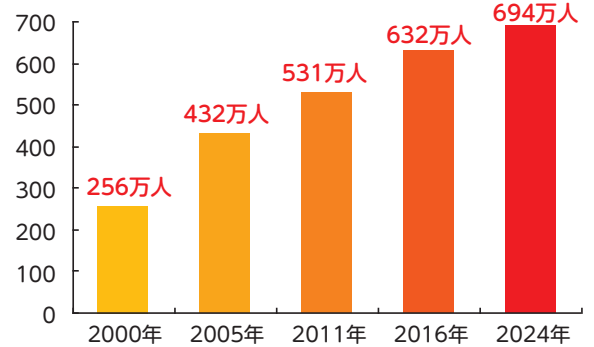


厚生労働省「介護保険事業状況報告(令和4年度)」より

介護のために離職する就業者は年間10万人(2017年時点)を超え、要介護・要支援認定者数も約694万人(2024年度)に達しています。

→今後更なる介護離職者の増加が懸念されています。

## 要介護・要支援認定者数の推移



厚生労働省「介護保険事業状況報告(令和4年度)」より

統計値からすると、  
両親および義理の両親の4人が皆75歳以上であれば、  
その中の一人以上はサポートが必要な状態となる  
可能性が高いと言えます。



介護ってこれまで他人事だと思っていたけど…  
誰にでも関わってくる問題なのね。



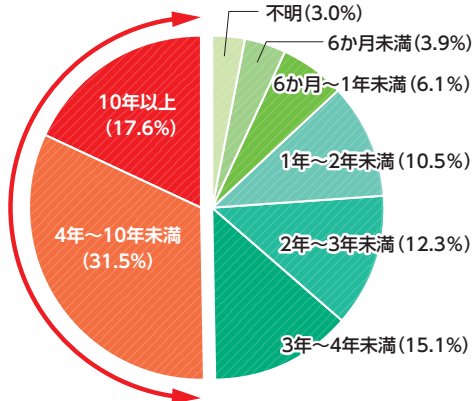
## 介護にかかる費用ってどのくらい…？

【平均介護期間】 **5年1か月**

介護期間の平均は「**5年1か月(61.1か月)**」です。

介護を始めてからの期間

介護期間が4年以上の割合は  
全体の約50%

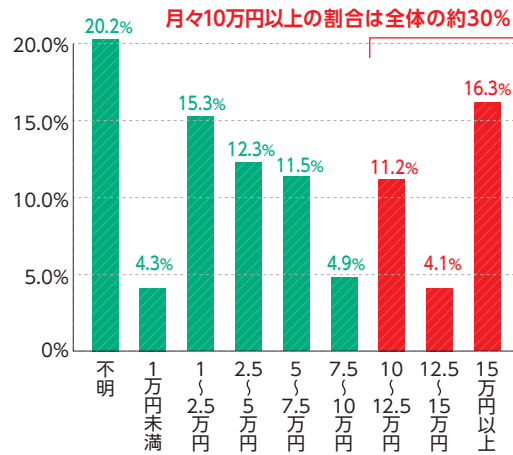


出典:生命保険文化センター  
「生命保険に関する全国実態調査」/令和3年度

【平均介護費用】 **8.3万円/月**

介護にかかる費用の平均は月々「**8.3万円**」です。

介護にかかる費用(月額) (公的介護保険の自己負担を含む)



出典:生命保険文化センター  
「生命保険に関する全国実態調査」/令和3年度

【平均介護期間】  
**5年1か月**

【平均介護費用】  
**8.3万円/月**

= **約506万円**



やっぱり…  
介護が必要になると、  
経済的負担も大きいよね。

そこで業界初！  
「あんしん介護ほけん」  
なんです！



「あんしん介護ほけん」で…

「親御さまの介護」に事前に備えて  
「仕事」と「介護」の両立を!!

お父さんもとだし、  
介護を考えると  
不安だわ。



最近、老いを感じるけど、  
もしもの時に子どもの  
負担にはなりたくない。



親は子を思い…

「あなた自身の介護」に事前に備えて  
お子さまの負担を軽減!!

子は親を思い…

保険料の詳細は次ページへ

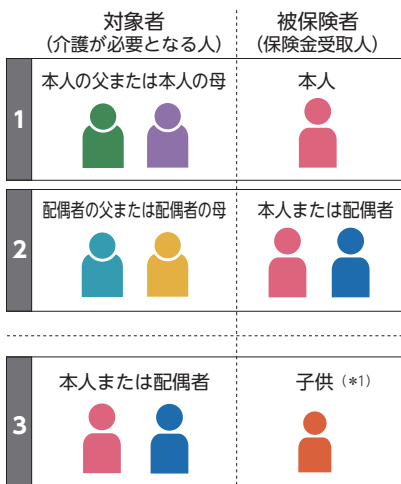
## 対象者

親御さまの介護に備えることも  
役職員さま御自身の介護に備えることも可能です。

親もいい年齢だけど  
介護となると配偶者にも  
負担かけちゃうなあ

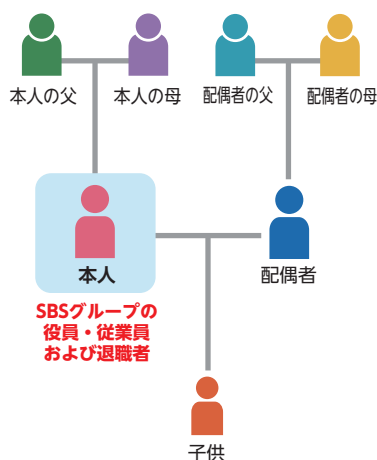
もしもの時に子供の負担  
にはなりたくない。

### 【対象者の設定例】



(\*1) 保険始期令和7年10月1日時点で満18歳以上の  
子が対象となります。

### 【家族構成】



## 補償内容 ・保険料

団体割引による割安な保険料でご加入いただけます。

- 支払対象期間は最長10年です。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和7年5月現在)
- 所定の要介護状態に該当した日の翌月からその後の保険料のお払込みは不要となります。

※年齢とは保険始期日時点の満年齢になります。保険始期日についてはP10をご確認ください。



ご自身のおかれた状況やご希望に合わせて対象者・コースをお選びいただけます。

保険期間：1年 対象期間：10年 払込方法：月払

対象者年齢			40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳
K3タイプ	保険金額	月額	390円	430円	520円	710円	1,110円	2,000円	3,870円	7,560円
	300万円	保険料								
K5タイプ	保険金額	月額	410円	480円	620円	930円	1,590円	3,050円	6,110円	12,170円
	500万円	保険料								

団体割引20%適用

※ 住宅改修費用はご加入コースに関らず100万円をお支払限度とします。

※ 有料老人ホーム等入居費用はご加入コースに関らず300万円をお支払限度とします。

※ 保険金支払いの対象期間は、所定の要介護状態に該当した日からスタートし、最長10年間（お支払いした保険金の累計額が保険金額に到達した時点で終了）となります。

※ 親介護費用保険金とは別枠で、親介護費用保険金の10%の額を諸費用保険金としてお支払いします。

※ 80歳以上の方の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。

## ご注意

● 本保険については、補償の対象者(被保険者の親)の年齢により保険料が変わります。

また、満40歳から満79歳までの方が新規加入いただける保険です。(ただし、満89歳まで継続可能です。)

※ 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

※ 契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

※ 保険始期日は、令和7年10月1日となります。

詳しい補償内容は次ページからご確認ください。➡

「安心」その

1

# あんしん介護ほけんでは、所定の要介護状態となった場合、損保ジャパンの提携事業者の各種介護サービスを一部キャッシュレス(実費)でご利用可能。\*1



公的介護保険ではカバーしきれない部分を親子のちからで補償しませんか？

\*1 非提携の介護サービスを受けた場合は、支払った実費分をお支払します。(公的介護や労災からの給付がある場合は金額を差引いてお支払いします。)

## 親介護費用保険金の直接支払いサービス



直接支払利用のお申し出



SOMPO  
損保ジャパン



介護事業者

対象者もしくは被保険者(子)がサービス利用後、保険金を提携事業者へお支払い!

キャッシュレスでサービスが利用可能!

被保険者(子)が損保ジャパンと提携する事業者から費用の請求を受け、親介護費用保険金をお支払いする場合は、損保ジャパンにご依頼いただければ、その事業者に保険金を直接支払うことができます。なお、保険金支払時の提携事業者からのサービス購入や直接支払サービスの利用は任意であり、利用を義務付けるものではありません。

### 保険金直接支払におけるご注意事項

- 提携事業者の選定基準(業績・財務・コンプライアンス)は損保ジャパンの定めるところにより決定します。
- 提携事業者名は右記「事業者名」に記載しています。
- 被保険者は親介護費用保険金を直接受け取ることも可能です。
- 提携事業者からサービスの提供を受けた場合において、保険金がサービスの対価に満たないときは、被保険者は不足分をお支払いいただきます。
- 提携事業者のサービス等の提供が困難になる場合として次のようなケースが想定されます。
  - ・ 提携事業者が損保ジャパンの定める選定基準を満たさなくなった場合
  - ・ 提携事業者が損保ジャパンの改善要求に対して誠実に履行しない場合
  - ・ 提携事業者が廃業・倒産等により事業を継続できない場合 など

費用	事業者名
安否確認サービス利用費用	総合警備保障株式会社 (ALSOK)
住宅改修費用	株式会社フレッシュハウス 株式会社LIXILトータルサービス
有料老人ホーム等入居費用	SOMPOケア株式会社

(ご注意) 提携事業者は、2025年5月現在の内容です。お客さまに事前にご案内なく変更となる場合があります。

## あんしん介護ほけんの補償内容

**1 公的介護保険制度対象の介護サービス利用費用を補償します。(公的介護の給付有無は問いません。)**  
公的介護保険の利用限度額を超えての介護サービス利用費用や自己負担部分を補償します。

### 2 公的介護保険制度対象外の介護サービス利用費用を補償します。

介護の負担を軽減できるよう、公的介護保険制度では対象外となる以下の介護サービス利用費用を保険金額を限度に補償します。各サービスについて提携事業者のご紹介が可能です。

※提携事業者や利用方法などの詳細につきましてはご加入後にご案内します。

#### 家事代行サービス利用費用

補償するのは

対象者(親)または被保険者(子)が利用した家事代行費用



#### 住宅改修費用

補償するのは

対象者(親)の介護を目的として、対象者居住の住宅を改修した費用\*



※住宅改修費用はご加入コースに関らず親介護費用保険金の請求時の限度額または100万円のいずれか低い金額をお支払限度とします。

#### 配食サービス利用費用

補償するのは

対象者(親)のために配食サービス\*を利用した費用



※期間または回数を定めて継続的に行うサービスをいいます。

#### 有料老人ホーム等入居費用

補償するのは

対象者(親)が有料老人ホーム等に入居するための費用\*



※有料老人ホーム等入居費用はご加入コースに関らず親介護費用保険金の請求時の限度額または300万円いずれか低い金額をお支払限度とします。

#### 安否確認サービス利用費用

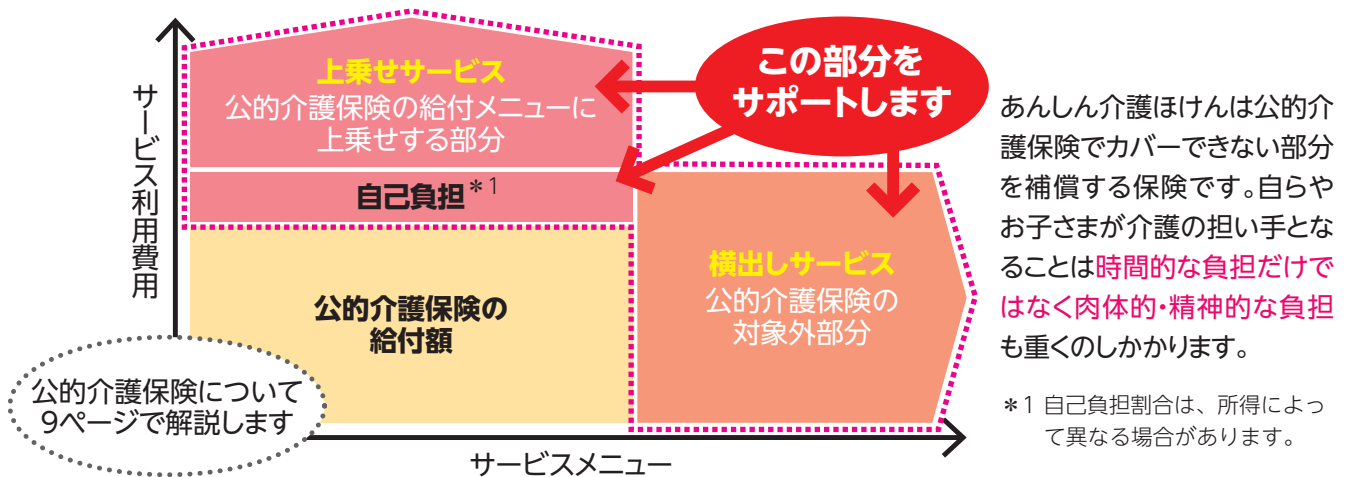
補償するのは

対象者(親)の安否を確認するためのサービス費用



(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 公的介護保険とあんしん介護ほけんのカバー範囲



「安心」その

2

## 家族の負担が重い「認知症」に関わる要介護1\*1から補償の対象に。

\*1 要介護1の場合、その認定時の「認知症高齢者の日常生活 自立度判定基準」の判定で、医師からIIa以上の診断を受けている状態にかざります。



軽度から中程度の介護状態では公的介護をはじめ、周囲のサポート体制も不十分な場合がありますが、あんしん介護ほけんなら、要介護1から補償の対象になります。

要介護度区分	状態
要支援1, 2	起き上がり、歩行等の基本動作はほぼ単独で可能だが、家事、服薬等の日常動作で支援が必要。
要介護1	食事、排泄は単独で可能だが、家事などの日常動作が要支援状態より低下している。
要介護2	歩行等日常動作に部分的に介護を要する。認知症では理解力低下が表面化。
要介護3	日常動作（食事など）で全面的に介護が必要。認知症では問題行動が現れる。
要介護4	単独での歩行や排泄ができない。認知症では理解力の低下が顕著。
要介護5	食事・排泄等で介護なしでは生活できない。認知症では理解力低下、問題行動あり。

## 要介護1の場合は、ここが補償の対象です。

(参考)「認知症高齢者の日常生活 自立度判定基準」

レベル	判断基準
I	「何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している状態」基本的には在宅で自立した生活が可能レベル。
IIa	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」
IIb	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態」
IIIa	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態」
IIIb	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする状態」
IV	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態」
M	「著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態」

「安心」その  
**3**

全国450か所以上\*1のSOMPOグループが運営する介護施設の中からニーズに合った有料老人ホーム等をご紹介します。

\*1 令和7年5月現在



親御さまの状態に合った介護施設を探すお手伝いをします。

あんしん介護ほけんにご加入の皆さまへご紹介するSOMPOケアの介護施設の一例

福岡



北海道



広島



仙台



大阪



名古屋



東京



**ご注意**

- 地域に応じて、SOMPOケア株式会社の介護施設をご紹介します。
- お住まいの地域や、やむを得ない事情によって、介護施設のご紹介までに日数を要する場合、介護施設をご紹介できない場合があります。
- 施設をご利用される場合の費用はお客さまのご負担となります。満室の場合はご入居できないこともございます。
- 写真はイメージです。

**Q1** どのような場合に保険金を受け取ることができますか？

**A1** 対象者(被保険者の親)が所定の要介護状態<sup>※1</sup>に該当したことにより、介護のために対象期間<sup>※2</sup>中に利用したサービス等の費用に対して保険金をお支払いします。

※1 要介護状態についてはP6をご覧ください。

※2 対象期間についてはP12をご覧ください。

**Q2** 加入依頼書・告知書は誰が書けばよいですか？

**A2** 加入依頼書は加入者である役員・従業員さまご本人、告知書は被保険者である補償対象者のお子さまが記載ください。

**Q3** 被保険者(対象者の子:保険金受取人)の年齢制限はありますか？

**A3** ございます。保険金の請求者となることから18歳以上としております。

**Q4** 所定の要介護状態になってしまったら、その後の保険料の払い込みはどうなりますか？

**A4** 所定の要介護状態に該当した日の翌月から、その後の保険料の払い込みは不要となります。(要介護状態に該当した翌日から停止します。)そのため、所定の要介護状態に該当した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまで通知ください。

**Q5** 保険金の支払いはいつまで続きますか？

**A5** 所定の要介護状態に該当した日からスタートします。(最長10年間)  
ただし、お支払いした保険金の累計額が保険金額に到達した時点で終了します。

**Q6** 更新時に保険金額を見直すことは可能ですか？

**A6** 更新時に保険金額を見直すことは可能です。詳しくは更新前にお送りする更新案内をご覧ください。  
なお、保険金額を増額する場合は再度告知いただく必要がございます。

※保険期間の中途での保険金額の変更はできません。

**Q7** SBSグループを退職した場合も保険は継続できますか？

**A7** SBSグループを退職された後も保険はご継続可能です。

## 「公的介護保険」について

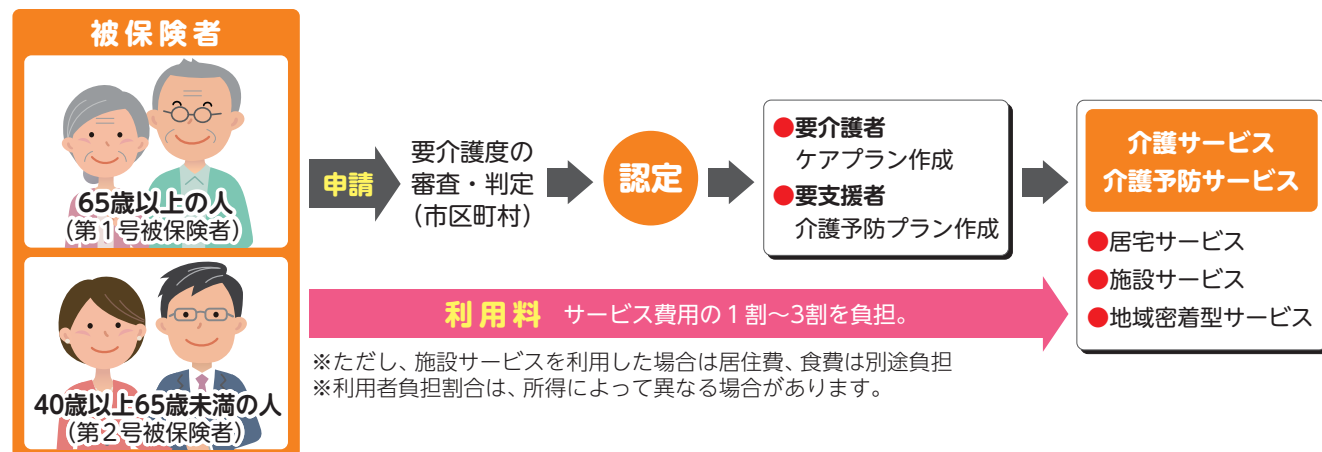
介護が必要となった高齢者やその家族を社会全体で支えていくための仕組み「公的介護保険」。現金支給ではなく『介護サービスの提供』が原則となっています。



介護が必要になった時に所定の介護サービスが受けられる「公的介護保険」についてご存知ですか？

## ●介護保険ってどうやって利用するの？

介護保険を利用するためには、以下の手続きが必要です。



※40歳以上65歳未満の第2号被保険者は、下記の「特定疾病」に該当する場合にのみ、介護保険の介護サービスを受けることができます。65歳以上の第1号被保険者は、特定疾病の有無は問われません。

### 【特定疾病】

- ①初老期の認知症 ②脳血管疾患 ③筋萎縮性側索硬化症(ALS) ④パーキンソン病関連疾患 ⑤脊髄小脳変性症  
 ⑥多系統萎縮症 ⑦糖尿病性関節または股関節に著しい変形を伴う腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害  
 ⑧閉塞性動脈硬化症 ⑨慢性閉塞性肺疾患 ⑩両側のひざ変形性関節症 ⑪関節リウマチ ⑫後縦靭帯骨化症  
 ⑬脊柱管狭窄症 ⑭骨折を伴う骨粗しょう症 ⑮早老症 ⑯末期がん

## ●サービス利用にかかる費用ってどのくらい？

公的介護保険には、要介護度に応じて「介護保険の利用限度額」という枠があります。介護保険の利用限度額内であれば、利用者の負担額は費用総額の1割(利用者負担割合は、所得によって異なる場合があります。)となります。

区分	要介護度	区分利用限度額	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)
予防給付 (予防サービス)	要支援1	50,320円	5,032円	10,064円
	要支援2	105,310円	10,531円	21,062円
介護給付 (介護サービス)	要介護1	167,650円	16,765円	33,530円
	要介護2	197,050円	19,705円	39,410円
	要介護3	270,480円	27,048円	54,096円
	要介護4	309,380円	30,938円	61,876円
	要介護5	362,170円	36,217円	72,434円

※区分支給限度額を超える利用サービス分の費用は、利用者の全額負担となります。

※保険者(市区町村)により区分支給限度額が異なる場合があります。

出典：厚生労働省HP 介護事業所・生活関連情報検索／介護保険の解説／サービスにかかる利用料

## お申込 方法

# お手続きはカンタン。 加入申込書に必要事項をご記入・ご提出ください。

### 【加入者の範囲】

下記の条件に当てはまる方が加入対象となります。

- 令和7年10月1日時点において、SBSホールディングス(株)およびその子会社および関連会社の役職員・退職者

### 【お申込方法】

#### ●加入手続き

WEBまたは加入依頼書および告知書に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

#### ●保険期間

令和7年度は令和7年10月1日午後4時から令和8年10月1日午後4時までの1年間となります。

### 【保険料】

保険料は保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点における対象者の満年齢によります。

ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での対象者の満年齢による保険料となります。

### 【保険料のお支払方法】

保険開始月の2か月後からの給与控除もしくは口座振替(毎月)となります。

### 【加入者証について】

今回のご加入内容に基づいて、保険開始月の翌月下旬に加入者証を送付いたします。加入者証は大切に保管してください。

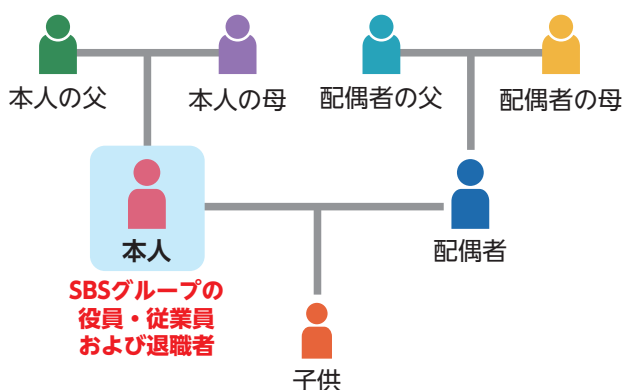
### 【中途加入の場合の保険開始】

毎月20日まで(WEBでのお手続きの場合は14日)に到着した加入申込書は翌月1日(20日(WEBでのお手続きの場合は14日)過ぎの受付分は翌々月1日)の午後4時から保険開始となります。

### 【被保険者・補償の対象者の範囲】

被保険者(対象者の子)は、加入者本人に加え、「本人の配偶者」「本人の子供」「本人の両親」「本人の兄弟姉妹」「本人の同居の親族」が設定いただけます。補償の対象者(被保険者の親)は新規の場合は満40歳～満79歳、継続加入の場合は満89歳までが対象となります。

### 【家族構成】



### 【対象者の設定例】

	加入者	被保険者 (対象者の子)	対象者 (介護が必要となる人)
1	本人	本人	本人の父または本人の母
2	本人	本人または配偶者	配偶者の父または配偶者の母
3	本人	子供(*1)	本人または配偶者

告知書に記載してください

加入依頼書に記載してください

(\*1)保険始期令和7年10月1日時点で満18歳以上の子が対象となります。

# インターネットによる手続き方法

パソコンから



代理店HPからアクセス ▶

SBSファイナンス

検索

<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=p5oN8AvFhB8C82DpGBcUdSwkdU5w80hrqQ8yUcWUEFo=>

## ログイン画面



1. 会社名をプルダウンから選択します。
2. IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックします。  
ID：職員番号  
PW：生年月日(西暦)  
例：19871201

## 募集トップ画面



3. 「お申込み手続き」ボタンをクリックします。  
問診ボタンをクリックするとお客様の気になる補償について保険料含めて簡単に確認が可能です。  
(※一部制限あり)

スマートフォン  
タブレットから



## ログイン画面



1. 会社名をプルダウンから選択します。
2. IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックします。  
ID：職員番号  
PW：生年月日(西暦)  
例：19871201

## 募集トップ画面



3. 「お申込み手続き」ボタンをクリックします。  
問診ボタンをクリックするとお客様の気になる補償について保険料含めて簡単に確認が可能です。  
(※一部制限あり)

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)、対象者(被保険者の親で、加入時に指定された方となります。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

### この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、親介護費用補償特約をセットしたものです。
- 保険契約者：SBSホールディングス株式会社
- 保険期間：令和7年10月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：令和7年9月12日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
  - 加入対象者：SBSホールディングス(株)およびその子会社、関連会社の役員および退職者
  - 被保険者：SBSホールディングス(株)およびその子会社、関連会社の役員および退職者またはそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。ただし、未成年者を除きます。
  - 対象者：被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方となります。  
(新規加入の場合、満40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)までの方が対象となります。)
  - お支払方法：令和7年12月から給与控除もしくは口座振替となります。(12回払)
  - お手続方法：下記の通り加入申込書兼健康状態に関する告知書のご確認をお願いします。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		WEBまたは「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	お手続きは不要です。(自動更新)
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨をWEBまたは記載した「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただきます。*告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	WEBまたは継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

- 中途加入：保険期間の途中でのご加入・内容の変更は毎月、受付をしています。紙でのお手続き・WEBでのお手続きにより、ご加入申込締切日が異なります。
  - (1)紙でのお手続き／毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から令和8年10月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月より、給与控除、もしくは口座振替となります。
  - (2)WEBでのお手続き／毎月14日までの加入申込みをもって受付日の翌月1日(14日過ぎの加入申込みは翌々月1日)から令和8年10月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月より、給与控除、もしくは口座振替となります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、SBSファイナンスまでご連絡ください。
- 団体割引は本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
親介護費用補償特約	以下の(1)および(2)に対して保険金をお支払いします。 (1)親介護費用保険金 対象者(被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方となります。以下同様とします。)*が要介護状態(※1)に該当したことにより、被保険者が日本国内において対象者の介護のために対象期間中(※2)に利用した(※3)次の①から⑥までの費用(※4)を合算し、加入申込書等記載の保険金額を限度に被保険者にお支払いします。ただし、⑤は100万円限度、⑥は300万円限度とします。また、公的介護保険制度等の給付等がある場合は、その額を親介護費用保険金から差し引きます。なお、被保険者が損保ジャパンと提携する事業者から次の①から⑥までの費用の請求を受け、その支払いについて損保ジャパンに求めた場合、損保ジャパンは保険金をその事業者にお支払いすることができます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物資等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑦先天性異常
	①介護サービス利用費用 対象者が介護サービス(※5)を利用した費用をいいます。	
	②家事代行サービス利用費用 対象者または被保険者が家事代行サービス(※6)を利用した費用をいいます。	
	③安否確認サービス利用費用 対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス(※7)を利用した費用をいいます。	
	④配食サービス利用費用 対象者または被保険者が対象者のための配食サービス(※8)を利用した費用をいいます。	
	⑤住宅改修費用 対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。	
	⑥有料老人ホーム等入居費用 対象者が有料老人ホーム等(※9)の入居に関する費用(※10)をいいます。	
(※1) 要介護状態 … 用語のご説明「要介護状態」をご確認ください。 (※2) 対象期間 … 用語のご説明「対象期間」をご確認ください。 (※3) 利用した … 被保険者が実際に費用を負担した場合に保険金をお支払いします。 (※4) サービス等の費用… 保険金をお支払いした後に、事業者との契約の解約または取消等により、被保険者が負担した費用が返還された場合は親介護費用保険金の全部または一部の返還を求めることがあります。		

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
親介護費用補償特約	<p>(前ページより続きます。)</p> <p>(※5) 介護サービス 公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスをいい、公的介護保険制度の給付の有無を問いません。</p> <p>(※6) 家事代行サービス 炊事、掃除、洗濯等の世話をを行う事業者が、その役務の提供を行うことをいいます。</p> <p>(※7) 安否を確認するためのサービス カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者が、その役務または情報の提供を行うことをいいます。</p> <p>(※8) 配食サービス 事業者が、調理済みの食事の提供および配達を、期間または回数を定めて継続的に行うことをいいます。</p> <p>(※9) 有料老人ホーム等 次の①から③までのいずれかに該当する施設をいいます。 ①老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める有料老人ホーム ②老人福祉法に定める軽費老人ホーム ③高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅 なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人保健施設、介護医療院、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居は、上記に該当しません。</p> <p>(※10) 入居するための費用 有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時までを支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。</p> <p>(2) 諸費用保険金 (1)の親介護費用保険金支払われる場合において、親介護費用保険金とは別に対象者(被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方となります。)の介護のために生ずる次の算式によって算出した額を諸費用保険金として被保険者にお支払いします。ただし、保険金額に支払割合10%を乗算した額を諸費用保険金の限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{諸費用保険金} = \text{親介護費用保険金} \times \text{支払割合} 10\%</math> </div>	<p>(前ページより続きます。)</p> <p>⑧ 類(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの)</p> <p>⑨ 正当な理由なく治療を怠り、要介護状態に該当した場合など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>

(注1) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。

① 対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時のお支払条件により算出された保険金の額

② 対象者が要介護状態に該当した日のお支払条件により算出された保険金の額

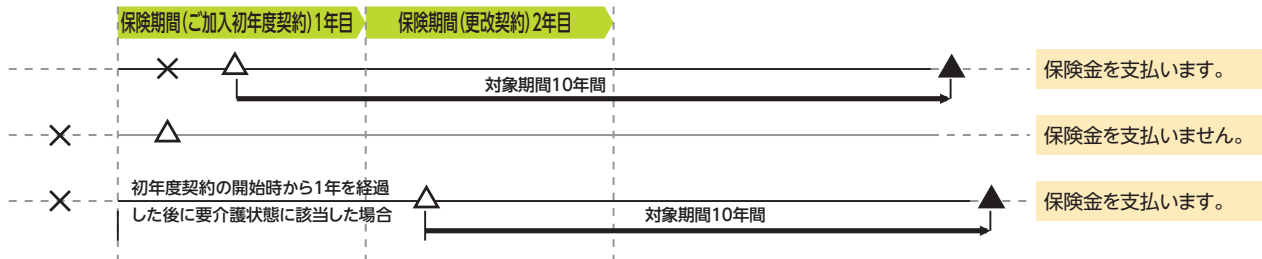
(注2) 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

## その他ご注意いただきたいこと

### 保険期間と支払責任について

#### 保険期間と支払責任の関係

✕ 要介護状態になった原因    △ 要介護状態に該当    ▲ 支払終了



### 健康状態に関する告知について

- 加入にあたっては、対象者(被保険者の親)の「健康状態に関する告知書」をご提出またはWEBで入力いただく必要があります。
  - 対象者には、被保険者の親または被保険者の配偶者の親を指定することができます。
  - 告知書または告知画面は被保険者(対象者の子)ご自身が告知者として、対象者(被保険者の親)の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等についてありのままをご記入・ご入力ください。
  - 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- (注1) 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- (注2) 告知書の署名は被保険者本人自らが告知し、ご署名ください。被保険者と異なる加入者等による代理告知はできません。
- (注3) 「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

## この保険のあらまし(契約概要のご説明)

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

### 用語のご説明

用語	用語の定義
公的介護保険制度	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。
対象期間	保険金を支払うべき要介護状態に対象者が該当した場合において、その要介護状態に該当した日から10年を経過する日までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって対象期間は終了します。 ①対象者が要介護状態に該当しなくなった場合 ②対象者が死亡した場合 ③被保険者が死亡した場合
対象者	親介護費用補償特約の対象者をいいます。
保険金	親介護費用保険金および諸費用保険金をいいます。
保険金額	親介護費用保険金の保険金額をいいます。
要介護状態	次の①または②のいずれかの状態をいいます。 ①要介護状態A 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護1の認定を受けている状態、かつ、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」(平成18年老発第0403003号厚生労働省老健局長通知)の判定において、医師からIIa、IIb、IIIa、IIIb、IVまたはMのいずれかを受けている状態 ②要介護状態B 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護2から5までのいずれかの認定を受けている状態
要介護に該当した日	対象者が保険期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日(注)をいいます。 (注)有効期間の初日 公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1) および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意志)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

### ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

#### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

#### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、WEBの入力内容または加入申込書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- WEBで入力または加入申込書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、WEBの入力事項または加入申込書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。  
★対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態  
告知される方(被保険者)がご認識している対象者の病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合は告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。  
★他の保険契約等(※)の加入状況  
(※)「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。  
\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。  
\*告知事項について、事実を入力または記入されなかった場合または事実と異なることを入力または記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。  
\*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。  
(※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。  
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合  
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、ご加入いただけない場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)より前に、対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因が生じたときや、対象者が要介護状態に該当したときは、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)より前に、対象者が要介護状態の原因となった事由が生じたときであっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由(要介護状態)に該当した場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- (※)継続時に保険金額を増額する等新たに補償を拡大された場合は、新たに補償を拡大された日をいいます。

### 3. ご加入後における留意事項

- WEB画面または加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者または対象者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者、対象者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。  
\*中途加入の場合は、毎月20日(WEBでのお手続きの場合は14日)までの受付分は受付日の翌月1日(20日(WEBでのお手続きの場合は14日)過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

### 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 対象者が保険金支払事由(要介護状態)に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	対象者の要介護状況等が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、要介護状況説明書、公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証する書類など
③	公の機関や医療機関等関係先への調査のために必要な書類	同意書など
④	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	保険金支払いの対象となる費用を負担したことおよび内訳を証明する書類または損保ジャパンと提携する事業者からのその費用の請求書、有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書、労働災害補償制度を利用したことを示す書類など

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガにより対象者が要介護状態に該当された場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

### 9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配置個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## ●ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額  保険期間  対象期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 対象者および被保険者の(生年月日)(または(満年齢))、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の(他の保険契約等)について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

※「注意喚起情報」をご確認いただいた後に、必ずお読みください。

## お問い合わせ

### SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内は、損保ジャパンの親介護費用補償保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただけるSOMPOホールディングスグループで共同経営するサービスです。

【受付時間】  
24時間・365日

#### ●健康・医療相談サービス

病気に際するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

#### ●医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

#### ●専門医相談サービス(予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

#### ●介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

#### ●法律・税務・年金相談サービス(予約制)

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

#### ●メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

【受付時間】24時間・365日

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3)ご利用は日本国内からに限りです。

(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

(注6)1回の相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。

#### ●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

##### 〈人間ドック 紹介・予約〉

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

##### 〈PET検診 紹介・予約〉

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

##### 〈郵送検査紹介〉

ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。

#### ●こどものお悩みほっとライン

人間関係(家族・友達・恋人・先生等)の悩み、いじめの悩み、勉強の悩み、自分の将来(進路選択含む)の悩みについてのご相談にお応えします。

#### ●メンタルヘルス相談サービス

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関するカウンセリングを行います。

【利用時間】平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00

※日・祝日・年末年始(12/29-1/4)はお休みとさせていただきます。

(注7)応対者の指名はできません。

(注8)ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます。

(注9)相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

### 保険金請求の連絡方法

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

#### 事故サポートセンター

0120-727-110

受付時間:  
24時間365日

新規申込みやご契約の変更に関するお問い合わせ先・  
万一事故にあわれた際のご連絡先

#### 取扱代理店

SBSファイナンス株式会社

〒160-6125

東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー25階

TEL 050-1741-4507

FAX 03-6756-8542

#### 受付時間

平日 午前9:00~午後6:00

(土曜日・日曜日・祝日はお休みとさせていただきます。)

#### 引受保険会社

#### 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第五部第三課

〒103-8255 東京都中央区日本橋 2-2-10

TEL.050-3808-4717 (音声ガイダンスに従って、番号「1」⇒「3」を押してください。) FAX.03-3231-9900

受付時間 平日 午前9:00~午後5:00(土曜日・日曜日・祝日はお休みとさせていただきます。)

#### 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADR センター [ナビダイヤル]0570-022808(通話料有料)

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。